

「設置する学校に係る部活動の方針」

～ 福島市における部活動の方針 ～

1 本方針策定の趣旨等

- 学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、教育的意義においても極めて大きな役割を果たしてきた。
- しかしながら、生徒・保護者・教職員の部活動に対する目的や意識の違いが混在し、活動時間・日数などの部活動運営における調整の難しさや、専門的な指導ができる教職員の不足による指導者確保の問題など様々な課題が生じてきている。
- 生徒が生涯にわたって豊かな人生を実現する資質・能力を育む基盤として部活動を持続可能なものとするために、部活動の在り方について必要な見直し、改善等を図るものとする。
- 学校全体としての部活動指導・運営に係る体制や休養日・活動時間の基準の設定等を整備していくことで、生徒・教職員の負担が過度とにならないようにするとともに、学校や地域の実態に応じて効果的に実施される部活動を目指すものとする。

2 部活動の方針策定

(1) 設置者（市教育委員会）の取組

- ① 国や県のガイドライン等を参考に「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- ② 部活動指導員に係る規則等を整備し、学校への任用・配置を促進する。（「福島市部活動指導員設置要綱」の策定）

(2) 学校（校長）の取組

- ① 市教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 部活動顧問は、「年間あるいは毎月の活動計画等（活動日、休養日及び大会参加日等）」及び「活動実績等（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）」を作成し校長に提出する。
- ③ 校長は、①活動方針及び②活動計画等を公表する。（家庭への配布物や学校のホームページへの掲載等）
- ④ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、部活動指導員の配置状況を勘案したうえで行うなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。また、実態に応じて部活動の設置数などを精選し、複数顧問の配置になるよう配慮する。
- ⑤ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないよう適宜、指導・是正を行うこととする。特に運動部活動については「運動部活動指導のガイドライン（平成25年文部科学省）」を踏まえて、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営・指導となるよう配慮する。

3 休養日等の設定

(1) 生徒のバランスのとれた心身の成長を促すために、部活動の活動時間や休養日について基準を設定する。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定することとし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ・ 平日の休養日は原則学校全体で一斉に設定することとするが、練習施設の確保等の事情がある場合は校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定するなど、学校や地域の実態を踏まえた対応を行う。
 - ・ 週末に大会等で活動した場合は休養日を別日に振り替える。
- ② 長期休業中は原則土日を休養日とする。
 - ・ お盆期間や年末年始などにはまとまった休養期間を設ける。
- ③ 1日の活動時間は、上限で平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を目安とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - ・ 平日の大会や土日の大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）は上記練習時間の設定とは別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、振替も含めた休養日を設定する。
- ④ 休養日及び活動時間等の設定については、学校行事や定期試験前後の一定期間、シーズンやオフシーズンなど、学校や地域の実態を踏まえ、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を弾力的に定めてよいものとする。

(2) 小・中学校の特設部については上記の基準を準用する。

4 大会・試合等の運営・参加

(1) 設置者（市教育委員会）の取組

- 様々な大会・試合等に運営あるいは参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の主催者（中学校体育連盟、各団体等）と連携しながら、長期的な展望も踏まえ、大会参加の在り方について見直しを図っていくものとする。

(2) 学校（校長）の取組

- 生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこととする。

5 長期的な展望

- 今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、県や各関係団体と連携し、学校単位での部活動に代わりうる児童生徒の地域環境の確保・充実方策を、本方針を踏まえ推進していく必要がある。